

告示

埼玉県告示第千八百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド戸田美女木店

埼玉県戸田市美女木七丁目十二番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 路上駐車等が発生しないよう、来店者の見やすい場所に駐車場及び駐輪場の案内看板等を設置するようお願いいたします。
- (2) 混雑が予想される場合、右折入庫待ちによる混雑防止や道路上で車両等の滞留を防止するため、交通整理員を配置するようお願いいたします。
- (3) 放置自転車防止対策について、警備員等による見回りや注意喚起について御配慮願います。
- (4) 周辺道路の交通量の多寡に応じて、交通誘導員の配置を柔軟に御検討願います。
- (5) このたびの変更事項に伴い、工事が発生する場合は、戸田市立美谷本小学校の学区内であるため、特に児童の登下校の時間帯（七時三十分～八時三十分、十四時三十分～十五時三十分）について、安全確保に御配慮いただきました。

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和二年十一月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター